

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ホンジュラス	コマヤグア市給水システム改善・拡張計画の日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	コマヤグア市給水システム改善・拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,728,000千円 H35.12.31まで	H29.6.20 テグシガルバで (同日)	日本側 松井正人在 ホンジュラス大使 側 ヲリア・デ ル・カルメン・ナセル ・デ・ラモス外務・国際 協力大臣代行	H29.6.30 226号
ホンジュラス	国道六号線地すべり防止計画のため日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	国道六号線地すべり防止計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	958,000千円 H34.7.31まで	H29.9.13 テグシガルバで (同日)	日本側 松井正人在 ホンジュラス大使 側 ヲリア・デ ル・カルメン・ナセル ・デ・ラモス外務・国際 協力大臣代行	H29.9.27 338号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。